

報告第3号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年3月23日提出

渋川市長 星 名 建 市

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和7年2月9日午前11時30分ごろ、渋川市伊香保町湯中子390番2地先市道2-3018号線において、建設交通部土木維持課職員運転の公用車（群馬100せ2071）が除雪作業中に後退したところ、後方で停車していた[REDACTED]氏が運転する軽自動車（[REDACTED]所有者前橋市大渡町二丁目3番6号群馬ダイハツ自動車株式会社、使用者[REDACTED]氏）の右前方部に接触し、損傷させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月9日

渋川市長 星 名 建 市

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 星 名 建 市

乙 [REDACTED]
[REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費107,250円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

107,250円